

総社市訓令第8号

庁 中 一 般
出 先 機 関

総社市防火管理規程（平成17年総社市訓令第10号）の一部を次のように改正する。

令和2年10月1日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>（委員会の組織） 第4条 略 2 委員長は副市長を，副委員長は<u>教育長及び政策監</u>を，委員は<u>総合政策部長，総務部長，市民生活部長，文化スポーツ部長，保健福祉部長，産業部長，建設部長，環境水道部長，消防長，教育部長，議会事務局長及び危機管理室長並びに消防法（昭和23年法律第186号）第8条第1項の規定により定めた防火管理者（以下「防火管理者」という。）をもって充てる。</u></p>	<p>（委員会の組織） 第4条 略 2 委員長は副市長を，副委員長は<u>総務部長</u>を，委員は<u>各部長，次長及び消防法（昭和23年法律第186号）第8条第1項の規定により定めた防火管理者（以下「防火管理者」という。）をもって充てるほか，市職員のうちから市長が指名する。</u></p>

附 則

この訓令は，公布の日から施行する。